

## 福祉・介護職員の処遇改善加算、処遇改善特別加算の概要

福祉・介護職員の処遇改善への取組として、平成21年10月から実施されてきました障害者自立支援臨時特例交付金による処遇改善事業が、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、報酬の中で対応することとなり、処遇改善加算として創設・実施されます。

その際、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算として、処遇改善特別加算もあわせて創設・実施されます。

### ○ 対象のサービス及び加算率

サービス種別	加算率	
	処遇改善加算	処遇改善特別加算
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行援護	12.3%	4.1%
行動援護	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
共同生活介護	3.0%	1.0%
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練(機能訓練)	2.3%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
共同生活援助	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	1.4%	0.5%

- \* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。
- \* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定  
 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ): 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の90/100  
 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ): 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の80/100  
 福祉・介護職員処遇改善特別加算: 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

### ○留意事項

- ・処遇改善計画書及び実績報告書は、毎年度、指定権者に届け出る必要があります。
- ・複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例  
加算届は事業所単位を基本としていますが、処遇改善計画書については、法人単位等での一括作成及び届出も可能です。一括の届出を行う場合は、提出書類が一部、異なりますので、提出書類一覧表を確認してください。
- ・平成24年度当初の取扱い  
平成24年度については、平成24年度(サービス提供月24年2月・3月)に福祉・介護職員処遇改善助成金の承認を受けていた障害福祉サービス事業所等は、当該承認を持って、加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給します。この場合、別途、都が定める期日(5月末予定)までに、福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出してください。

## ○算定要件

福祉・介護職員処遇改善助成金の交付要件と同様の考え方による要件となります。

### 【福祉・介護職員処遇改善加算】

#### イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額(※)を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村長。以下において同じ。)に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該事業者において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかに基準に適合すること。
  - (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること(助成金制度のキャリアパス要件Ⅰに該当)
    - a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
  - (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること(助成金制度のキャリアパス要件Ⅱに該当)
    - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (8) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。(助成金制度の定量的要件に該当)

#### ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

#### ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること

### 【福祉・介護職員処遇改善特別加算】

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額(※)を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該事業者において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(※)福祉・介護職員処遇改善計画書における加算の算定の見込額

＝障害福祉サービス等報酬総単位数×サービス別加算率(一単位未満の端数四捨五入)  
×一単位の単価(1円未満の端数切り捨て)